

2020年11月30日

お客様各位

株式会社ジェック東理社
営業部



シーベル容器の適用流体(液化酸素、アルゴンの使用禁止)について

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より弊社製品に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

弊社前身の東理社にて販売しておりましたシーベル容器について、当時は液化窒素以外に液化酸素、液化アルゴンへの使用ができるとしておりました。しかし、1990年代にPL法の施工により、安全審査を実施した結果、以下理由によりシーベル容器は液化窒素専用とすることとなっております。東理社製シーベル容器でシール表示に酸素、窒素と記載された容器であっても液化窒素以外の流体の充填を禁止いたします。また、該当の容器は製造より20年以上が経過しており、液化窒素への使用としても新しい容器への更新をお願いいたします。現行シーベル容器は、東理社製シーベル容器より蒸発量が大幅に減少しております。一方、現在液化酸素/液化アルゴンに適用できる容器は、「弊社セルフアーシリーズ」、もしくは「クライオワン製 DLS-B シリーズ」となっております。

ご理解のほど、よろしくお願いたしますとともに、今後とも弊社シーベル容器をよろしくお願申し上げます。

敬具

記

*液化酸素の使用禁止理由

- ① 接液部ではありませんが、可燃材料が使用されているため
- ② 開放容器のため、容器内部に可燃性物質が混入する可能性があるため

*液化アルゴンの使用禁止理由

- ① 強度の数値的検証がなされていないため

以上